

# いじめのない学校

(学校いじめ防止基本方針)

(令和4年3月改訂)

甲府市立湯田小学校

## ◆ もくじ ◆

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方
- 2 いじめの定義
  - いじめの態様(法規と対応)
- 3 いじめに関する基本認識
- 4 未然防止の取り組み
- 5 未然防止の手立て
  - 教師の気づき
  - 仲間づくり(配慮が必要な児童との関わりも含む)
  - 自尊感情を高める学校行事
  - 人権教育の充実
  - 道徳教育の充実
  - 保護者・地域への働きかけ
- 6 いじめの早期発見の取り組み
- 7 いじめの早期発見のための手立て
- 8 いじめ対策の組織
  - いじめ対策委員会の構成員
  - いじめ対策委員会の役割
- 9 いじめへの対処
  - 相談環境づくり
  - 起こり得る状況に即した対処例
  - 継続した指導について
  - ネットいじめについて
- 10 重大事態への対応
- 11 その他の留意点
  - 組織的な指導体制
  - 校内研修の充実
- 12 いじめ防止指導計画

# 1. いじめ問題に関する基本的な考え方

## <国の方針>

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ等の対策はいじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## <県の方針>

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめは、様々な態様があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## <市の方針>

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為であるため、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童生徒の人間性をはぐくみ、思い遣る心の育成を図りつつ、積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得ること」であり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期対応・早期解決に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。全ての児童がいじめをおこなわず、いじめを認識しながら放置せず、いじめが心身に及ぼす影響と許されない行為であることを理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さら

にその再発防止に努める。

「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方針を策定する。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### いじめの態様（法令との関わり）

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 分 類 》

《 抵触する可能性のある刑罰法規 》

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……▶脅迫、名誉毀損、侮辱
- ② 仲間はずれ、集団による無視  
※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……▶暴力
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……▶暴力、傷害
- ⑤ 金品をたかられる ……▶恐喝
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……▶窃盗、器物破損
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……▶強要、強制わいせつ
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……▶名誉毀損、侮辱

## 3. いじめに関する基本認識

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
- ② いじめは、許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
- ③ いじめは、子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、加害者、被害者だけではなく、観衆・傍観者をうまない雰囲気作りが重要である。
- ⑥ いじめは、どの子どもにも、どこの学校、どこの学級にも起こりうることである。
- ⑦ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑧ いじめは、様々な態様がある。
- ⑨ いじめは、複数の教員で連携して指導にあたる問題である。
- ⑩ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。

①いじめは、解消後も注視が必要である。(めやす3カ月経過及び苦痛や不安の解消)

②いじめは、学校、家庭、社会などの関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 4. いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが重要となる。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童や保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

また、「わかる授業の実践・魅力ある学校行事・自主的な児童会活動、委員会活動」の実践をしていく。未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活動できる学校づくりを推進する。

全ての児童が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」をおこなっていく。トラブルが発生してもそれがいじめへとエスカレートすることもなくなる。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、全ての児童に集団の一員としての自覚を持たせる。また、お互いを認めあえる人間関係・学校風土を作っていく。

## 5. いじめ防止等の手立て

### 教師の気づき

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

### 仲間づくり(配慮が必要な児童との関わりも含む)

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

児童には世の中にはいろいろな人がいることを理解させる。障がいを持つ児童、外国籍児童、性同一障がいの児童、大震災により被災したり、原発避難をしたりしている児童などの仲間から自分が学ぶことで、成長できることが感じられる学校の雰囲気づくりを組織的にすすめる。

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

### 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場合において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童は大きく変化するものである。

### 人権教育の充実

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを

深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

### 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。児童達は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

### 保護者地域への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

## 6. いじめの早期発見

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められる。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。そして、いじめの前兆行為を具体的に検討・明文化し、担任が定期的にチェックして、組織全体として対応するような体制を整えていく。

## 7. いじめの早期発見の手立て

### ①アンケート調査

児童生徒の実態にあった「取組評価アンケート」(無記名を原則とする)を作り、未然防止への取組の検証を行う。学期末に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

### ②連絡帳, 個人ノート, 生活ノート, 日記

### ③個人面談, 教育相談

### ④日々の観察

### ⑤保健室の観察

### ⑥友だちからの情報

### ⑦保護者からの情報

### ⑧地域の方からの情報

## 8. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、いじめ対策委員会を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

## いじめ対策委員会の構成員

学校関係…学校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主任, PTA会長

地域関係…湯田教育推進会議内のメンバー

## いじめ対策委員会の役割

- ①年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③いじめの疑いに関する情報や指導性との問題行動などに関わる情報の収集と記録, 共有を行う。
- ④いじめの疑いに関わる情報があった時には緊急会議を開いて, いじめの情報の迅速な共有, 関係のある児童への事実関係の聴取, 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に支援する。

## 6. いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合は, 特定の教職員で抱え込まず, 速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに, 教育的配慮の下, 毅然とした態度で加害児童を指導する。その際, 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく, 社会性の向上や児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下, 保護者の協力を得て, 関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

### 相談環境づくり

児童が, 教職員や保護者へいじめについて相談することは, 非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて, いじめの対象になったり, さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し, その対応について細心の注意を払うべきである。また, 早期の対応が必要ではあるが, 相談の時間は十分に確保するなど相談体制の充実を図るため教職員の業務を見直す。その対応如何によっては, 教職員への不信感を生み, その後に情報が入らなくなり, いじめが潜在化することが考えられる。

### 起こり得る状況に即した対処例

#### 本人からの訴え

##### ①心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という, 教職員の姿勢を伝えるとともに, 実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室などの一時的に危険を回避する時間や場所を提供し, 担任やカウンセラーを中心に, 本人の心のケアに努めるとともに, 具体的に心身の安全を保証する。

##### ②事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で, 疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり, 状況の聴取だけにならないように注意する。

#### 周りの児童からの訴え

①いじめを訴えたことにより, その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため, 他の児童から目の届かない場所や時間を確保し, 訴えを真摯に受け止める。

②「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え, 情報の発信元は, 絶対に明かさないと伝え, 安心感を与える。

#### 保護者からの訴え

①保護者がいじめに気づいた時に, 即座に学校へ連絡できるよう, 日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

- ②問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。
- ③児童の苦手な所やできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

### いじめの発見・通報を受けた時

いじめが犯罪行為として取り扱われると認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り、所轄の警察署に連絡する。

いじめが重大な事態と判断された場合は、設置者からの指示に従って必要な対応をとる。

#### 事実確認

- 即刻 授業中であっても、迅速に聞き取り
- 個別 教員が手分けをして、必ず個別に
- 厳密 いつ、どこで、だれが、どのように
- 照合 関係者全員の内容一致
- 証言 目撃者情報の収集

#### 保護者への説明

- 被害者側 校長の謝罪 児童を守り抜く決意
- 加害者側 客観的な事実 今後の指導方針

#### 加害者指導

#### 被害者支援

#### 関係者が一堂に会しての謝罪の会

#### 継続観察・指導

### 被害児童

- ①事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ④自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### 被害児童の保護者

- ①発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ②学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

### 加害児童

- ①いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ②心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

### 加害児童の保護者

- ①正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を



図ろうとする思いを伝える。

- ②「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

### 周りの児童

- ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ⑤いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

### 継続した指導について

- ①いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ②教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

### ネット上のいじめについて

- ①ネット上じめの発見、児童・保護者からの相談により、掲載内容の確認をし、管理者に削除依頼を行う。
- ②管理者に依頼しても削除されない場合、管理者がわからない場合は、プロバイダに依頼する。
- ③必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤児童、保護者を対象に専門家や外部講師を招き、学習会を開いたり、校内での情報モラル教育を推進させる。

## 7. 重大事態への対処

重大事態とは、

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合。
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

具体的な方策として

- ①保護者などの訴えは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、対応する。
- ②教育委員会へ連絡し、連携をとって対応する。
- ③調査の主体については教育委員会に判断を任せ、学校が主体となる場合は、先のいじめ対策委員以外に「弁護士、臨床心理士、医師、その他必要と認められる方」を構成メンバーとする。

④「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針(平成30年9月改訂)山梨県教育委員会」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月)文部科学省」により対応する。

## 7. その他の留意事項

### 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要となる。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

### 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修会をする。

地域や家庭との連携の中から情報を得ながら、学校評価を生かした生徒指導の実施を行っていく。

## 8. いじめ防止指導計画

月	会 議	防 止 対 策	早 期 発 見
4月	PTA総会で啓発 生徒指導委員会	学級開き 学級懇談会で啓発	教育相談週間 実施
5月	いじめ対策委員会 生徒指導委員会	児童総会 修学旅行・校外学習	家庭訪問時 懇談
6月	生徒指導委員会	児童会行事 集会 縦割り活動	いじめアンケート実施
7月	生徒指導委員会	人権教室 林間学校の取り組み	学級懇談会
8月	教員研修	教員研修	教員研修
9月	生徒指導委員会	運動会に向けて 縦割り活動	教育相談週間
10月	生徒指導委員会	校外学習	いじめアンケート実施
11月	生徒指導委員会	ふれあい学級(学校開放) 児童会行事 集会	教育相談週間
12月	学校評価 生徒指導委員会	縦割り活動	個別懇談
1月	いじめ対策委員会 生徒指導委員会	学級懇談会	保護者アンケート (学校評価)
2月	生徒指導委員会	児童総会	いじめアンケート実施
3月	生徒指導委員会	6年生を送る会 卒業式	教育個人面談 総括・引継ぎ